

～ 大阪府の対応方針 ～

平成 23 年度大阪府立大型児童館ビッグバン評価委員会(評価期間:平成 23 年 4 月から 9 月)における委員の意見を踏まえ、以下のとおり、大阪府の対応方針を策定します。

なお、本対応方針は、指定管理者の平成 24 年度事業計画に反映します。

1. 児童館情報の発信について

(委員の意見)

- 「施設の設置目的(大型児童館 A 型の機能*1)に沿った運営がなされているか」という視点において、平成 24 年度から、イベントチラシ(紙媒体)で府内の児童館情報を発信することだが、より発信力を高めるため、ホームページに常時掲載するなど、紙媒体以外の広報手段も検討すること。

・府内児童館の情報発信については、紙媒体に加え、ビッグバンのホームページに掲載し、より多くの人に発信します。

2. 施設紹介冊子の点字版の作成について

(委員の意見)

- 「公平なサービスの提供、対応」という視点において、視覚障がい者向けの広報手段の拡充を検討すること。(来館者については対応できている)

・施設の広報について、ホームページや紙媒体に加え、点字版の施設紹介冊子を作成・配布します。

3. 施設の点検・補修の連携強化について

(委員の意見)

- 「点検・補修の適格性、迅速性」という視点において、指定管理者は施設管理者の大阪府とよく連携して、必要に応じて、施設の点検・補修等の予算措置を講じるよう努めること。

・今後は、府と指定管理者の連携をより密にし、必要に応じて、施設の維持管理や点検手法等の協議を図ります。※平成 23 年 10 月、危機管理対応マニュアルを改訂。

4. 来館者の満足度調査の強化について

(委員の意見)

- 「利用者の満足度調査(調査結果のフィードバック)*2」という視点において、来館者アンケートを「大人向け」と「子ども向け」に分けて実施するとともに、実施回数の拡大などによりサンプル数を増やすこと。

・平成 23 年度満足度調査(平成 24 年 3 月実施)では、アンケート項目を見直すとともに、実施期間を 1 カ月に拡大しました。
・遠足等で利用する小学校等に協力を依頼し、当事者である子どもの意見を聴取します。

*1 児童福祉法第 40 条に定める大型児童館は、児童の健全育成・健康増進・情操形成を目的とした施設で、「遊びを通じた子どもの育成」の他に、「子育て家庭の支援」や「府内児童館情報把握、相互利用」「ボランティアの育成」などの役割があります。

*2 今回の評価期間の対象外であったが、今後の改善のため、意見をいただきました。